

## 公立大学法人滋賀県立大学学術指導取扱規程

平成 30 年 4 月 1 日  
公立大学法人滋賀県立大学規程第 166 号

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第 62 条第 2 項の規定に基づき、滋賀県立大学（以下「本学」という。）において実施する学術指導の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この規程において、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学術指導 民間等外部の機関からの依頼に基づき、本学の教職員がその教育、研究および技術上の専門的知識に基づき、期間を定めて有償で指導助言を行い、申込者の業務または活動を支援するものをいう。
- (2) 学術指導担当者 学術指導を担当する本学の教職員をいう。
- (3) 申込者 本学に学術指導を申し込もうとする者をいう。
- (4) 発明等 学術指導の実施に伴い生じたものであって、公立大学法人滋賀県立大学教員の発明等に関する規程に規定する発明等をいう。

### (学術指導の受入基準)

第 3 条 学術指導は、原則として学術指導担当者の職務と同一のものまたは職務の範囲にあるものと認められ、かつ、本来の教育研究に支障がないと認められる場合に、受け入れることができる。

### (学術指導の受入条件)

第 4 条 学術指導を受け入れる場合には、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 学術指導は、申込者が一方的に中止することができないこと。
  - (2) 学術指導の結果生じた発明等を本学が承継した場合には、申込者に対してこれらが無償で使用させまたは譲渡することはできないこと。
  - (3) やむを得ない理由により学術指導を中止し、またはその期間を延長する場合には、本学はその責を負わないこと。
  - (4) 申込者は、学術指導料を、原則として当該指導の開始前に納付すること。
  - (5) 納付された学術指導料は、原則として返還しないこと。
  - (6) その他理事長が必要と認めること。
- 2 申込者が滋賀県であるときは、前項に掲げる条件を付さないことができる。
- 3 申込者が国、他の地方公共団体または公共的団体であるときは、第 1 項第 4 号の条件を付さないことができる。

(学術指導の受入手続等)

- 第5条 申込者は、学術指導申込書(様式第1号)を理事長に提出しなければならない。
- 2 申込者は前項の申込みに当たり、学術指導の依頼を受ける予定の学術指導担当者と指導内容、指導期間、指導実施場所、学術指導料等について、事前相談を行うものとする。
  - 3 理事長は、学術指導申込書を審査の上、学術指導の受入の可否を決定する。

(契約の締結)

- 第6条 理事長は、学術指導の受入を決定したときは、学術指導受入決定通知書(様式第2号)により申込者および学術指導担当者に通知するものとする。
- 2 理事長は、前項の通知を行った後、速やかに申込者との間に契約を締結するものとする。
  - 3 申込者が国、地方公共団体または公共的団体であるときは、前項の規定にかかわらず、協定書またはこれに準ずる書類をもって契約書に替えることができる。
  - 4 理事長は、契約締結後、学術指導担当者にその旨通知するものとする。

(学術指導料)

- 第7条 申込者は、学術指導料を所定の期日までに納付しなければならない。
- 2 申込者が納付する学術指導料は、次の各号に掲げる経費の合算額とする。
    - (1) 学術指導担当者の知識、ノウハウ等の提供の対価としての指導料(以下「指導料」という。)
    - (2) 学術指導の実施に関連し指導料以外に必要となる、光熱水費、事務経費等の経費(以下「管理的経費」という。)
  - 3 指導料は、学術指導担当者と申込者との事前相談の結果を参考として、本学が申込者と協議して定める額とする。ただし、指導料の単価は指導時間1時間につき原則として1万円以上とする。ただし、理事長が特に認める場合は、これによらないことができるものとする。
  - 4 管理的経費は、指導料の10パーセントに相当する額を原則とする。ただし、理事長が特に認める場合は、これによらないことができるものとする。
  - 5 前項の場合において、管理的経費に100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとし、その端数は指導料に充てることができるものとする。
  - 6 学術指導料は、公立大学法人滋賀県立大学会計規則に基づき取り扱うものとする。

(学術指導の中止または期間の延長)

- 第8条 学術指導担当者は、学術指導を中止しまたはその期間を延長する必要があるときは、速やかに理事長に報告するものとする。
- 2 理事長は、前項の報告に基づき、やむを得ないと認める場合は、申込者と協議の上、当該学術指導を中止し、またはその期間を延長することができる。
  - 3 理事長は、前項の規定により学術指導を中止しまたはその期間を延長する場合は、学術指導中止・期間延長決定通知書(様式第3号)により申込者に通知するとともに、必要ときには変更契約を締結するものとする。

(発明等の取扱い)

第9条 学術指導の結果生じた発明等の取扱いについては、公立大学法人滋賀県立大学教員の発明等に関する規程を適用する。

(秘密の保持)

第10条 理事長および学術指導担当者ならびに申込者は、学術指導の実施にあたり、相手方より提供もしくは開示を受け、または知り得た情報に関する秘密について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示またはもらしてはならない。

(学術指導の完了報告)

第11条 学術指導担当者は、学術指導終了後速やかに、学術指導完了報告書(様式第4号)により、理事長に報告するものとする。

(非保証)

第12条 本学は、当該学術指導の内容および結果に関し、明示または黙示を問わず、一切の保証をしない。また、申込者に損害が発生した場合においても当該損害について一切の責任を負わない。

(成果の公表)

第13条 学術指導による成果は申込者の合意を得て原則公表するものとし、公表の時期および方法等は、理事長が申込者と協議して定める。

(協力者の参加および協力)

第14条 学術指導担当者が、学術指導の遂行上、学術指導担当者以外の者の参加または協力を得ることが必要と認めた場合には、申込者の同意を得たうえで、当該学術指導担当者以外の者を協力者として学術指導に参加させ、または協力させることができる。

(地域共生センター)

第15条 地域共生センターにおいて行う学術指導に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。